## 令和8年10月　市長への投書箱　投書内容と回答（投書者が公開を希望した案件のみ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 受付日 | 令和8年10月10日 | 担当所属 | 秘書課 |
| 受付場所 | メール | | |
| 件名 | 医療機器のドイツ博物館への永久収蔵決定の報告について | | |
| 投書内容 | 自身で開発した無電源人工呼吸器「E-mail Ventilator」が、世界最大・最高峰の科学技術博物館であるドイツ博物館に永久収蔵されることになった。<br>本成果が、渋川市民の誇りとなり、未来を担う子どもたちや後輩たちへの「渋川から世界の頂点に手が届く」という力強いエールとなれば、医師としてこれ以上の喜びはない。<br>市の広報や地域振興、次世代教育の事例として、ぜひ役立てていただきたい。 | | |
| 回答の要約 | この度は、ドイツ博物館への永久収蔵の決定、誠におめでとうございました。<br>渋川市出身である先生の永年の研究の成果が、このような形で実を結んだことは、我々渋川市民といたしましても大きな誇りであり、この上ない喜びであります。<br>渋川市にお帰りの際には、是非、お会いしてお話しをさせてもらえればと思いますので、ご連絡をいただければ幸いです。<br>これからも、ますますのご活躍とご健勝を心よりお祈り申し上げます。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 受付日 | 令和8年10月26日 | 担当所属 | 保険年金課 |
| 受付場所 | メール | | |
| 件名 | 福祉医療費受給資格の適用開始日に関する要望について | | |
| 投書内容 | 県外から渋川市に転入した場合、「福祉医療費受給資格者証」の有効期間開始日については、県内転入者と同様に転入日まで遡及して適用できるよう要望します。 | | |
| 回答の要約 | 福祉医療制度の適用日につきましては、群馬県の福祉医療費支給制度に基づき、群馬県内の全市町村で統一した取り扱いとしており、県内他市町村からの転入の場合、受給資格をお持ちの方は、県内で同一条件であることから、継続として取り扱えるため、転入日を資格取得日としております。<br>一方、県外からの転入の場合には、制度の内容や取り扱いが群馬県と異なることから、転入前の資格をそのまま継続として取り扱うことができないため、新たに申請していただくことにより、受給資格を認定いたします。このようなことから、県外から渋川市に転入された場合には、認定日が資格取得日となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。<br>なお、今回いただきましたご意見につきましては、今後、福祉医療費支給制度の見直しの検討項目としてもらえるよう群馬県の担当部署へお伝えさせていただきました。 | | |